

12. 化学兵器禁止条約

化学兵器禁止条約（CWC）の概要

1. 条約の沿革

- 化学兵器禁止条約（Chemical Weapons Convention: CWC、正式名称は「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」）は、サリンなどの化学兵器の開発、生産、保有などを包括的に禁止し、同時に、米国やロシアが保有している化学兵器を一定期間内（原則として10年以内）に全廃することを定めたものである。これは、軍縮条約史上、一つの範疇の大量破壊兵器を完全に禁止し、廃棄させるのみならず、これらの義務の遵守を確保する手段として、実効的な検証制度を持つ初めての条約であり、大きな意味を持っている。
- 化学兵器に関しては、1925年のジュネーブ議定書により「窒息性ガス、毒性ガス等の戦争における使用」が禁止されていたものの、その開発、生産および貯蔵までは禁止されていなかった。
- 1969年、ウ・タント国連事務総長が、「化学・細菌兵器とその使用の影響」と題する報告書を提出したことを契機として、国連などの場で化学兵器の禁止が活発に議論されることとなった。その後1980年から軍縮委員会（その後の軍縮会議）において化学兵器禁止特別委員会が設立され、化学兵器禁止のための交渉作業が本格的に開始された。
- 東西間、南北間の対立のため交渉は長期化したが、1992年9月にいたり条約案が軍縮会議において採択され、1993年1月13日にはパリで署名式が開催された。発効は1997年4月29日。同年5月にはCWCの実施に当たる国際機関として化学兵器禁止機関（OPCW）がハーグに設立された。
- 2005年7月現在の締約国数は170カ国。国連安保理の常任理事国の他、インド、パキスタン、イラン等の国が既に締結しているが、北朝鮮、イラク、イスラエル、シリア、エジプト等は未締結である。

2. 条約の主な内容

- 締約国は、いかなる場合にも化学兵器の開発、生産、取得、保有、移譲及び使用を行わないことを約束する（第1条）。
- 締約国は、保有する化学兵器及び化学兵器生産施設を申告し、原則として条約発効後10年以内（2007年4月まで）に廃棄する（第4条、第5条）。
- 締約国は、老朽化した化学兵器及び他の締約国の領域内に遺棄した化学兵器も廃棄する（第4条）。
- 締約国は、条約に基づく義務を履行するため、法令の制定を含む必要な措置をとる（第7条）。
- 条約で禁止されていない目的のために毒性化学物質等を開発、生産する権利などは認められるが、一定の毒性化学物質及び関連施設は検証措置の対象とし、締約国はその活動につき申告を行う（第6条）。
- 締約国からの申告を受け、査察などにより条約の遵守を検証する機関として化学兵器禁止機関（OPCW）を設立する（第8条）。
- 条約の違反の可能性について懸念が生じる場合には、OPCWは締約国の要請に応じ、疑義の対象となる施設・区域に対してチャレンジ査察（抜き打ち査察）を行うことが認められる（第9条）。特に重大な事態に関しては、OPCW締約国会議は国連総会及び国連安全保障理事会の注意を喚起する（第12条）。

化学兵器禁止条約 (CWC) 締約国・署名国一覧

※1993年1月13日作成、同日我が国署名、1997年4月29日発効

平成18年2月現在

(出典：化学兵器禁止機関HP)

1. 締約国 (176)

●アフリカ

アルジェリア	ウガンダ	エチオピア	エリトリア
ガーナ	カーボヴェルデ	ガボン	カメルーン
ガンビア	ギニア	ケニア	コートジボワール
コンゴ民主共和国	サントメ・プリンシペ	ザンビア	シエラレオーネ
ジブチ	ジンバブエ	スーダン	スワジランド
セーシェル	赤道ギニア	セネガル	タンザニア
チャド	チュニジア	トーゴ	ナイジェリア
ナミビア	ニジェール	ベナン	ブルキナファソ
ブルンディ	ボツワナ	マダガスカル	マラウイ
マリ	南アフリカ	モザンビーク	モーリシャス
モーリタニア	モロッコ	リビア	ルワンダ
レソト			

●アジア

アフガニスタン	アラブ首長国連邦	イエメン	イラン
インド	インドネシア	ウズベキスタン	オマーン
カタール	韓国	カンボジア	キプロス
キリバス	クウェート	クック諸島	サウジアラビア
サモア	シンガポール	スリランカ	ソロモン諸島
タイ	タジキスタン	中国	ツバル
トルクメニスタン	トンガ	ナウル	ニウエ
日本	ネパール	パキスタン	バヌアツ
パラオ	パプアニューギニア	バーレーン	バングラデシュ
東チモール	フィジー	フィリピン	ブータン
ブルネイ	ベトナム	マーシャル諸島	マレーシア
ミクロネシア	モルジブ	モンゴル	ラオス
ヨルダン			

●東欧諸国

アゼルバイジャン	アルバニア	アルメニア	ウクライナ
エストニア	カザフスタン	キルギスタン	グルジア
クロアチア	スロバキア	スロベニア	チェコ
ハンガリー	ブルガリア	ベラルーシ	ボスニア・ヘルツェゴビナ
ポーランド	マケドニア	モルドバ	ラトビア
リトアニア	ルーマニア	ロシア	セルビア・モンテネグロ

●ラ米及びカリブ諸国

アルゼンチン	アンティグア・バーブーダ	ウルグアイ	エクアドル
エルサルバドル	ガイアナ	キューバ	グアテマラ

グレナダ	コスタリカ	コロンビア	ジャマイカ
スリナム	セントクリストファー・ネイヴィース	セント・ビンセント	
セント・ルシア	チリ	ドミニカ国	トリニダード・トバコ
ニカラグア	パラグアイ	パナマ	ブラジル
ベネズエラ	ペリリーズ	ペルー	ボリビア
ホンジュラス	メキシコ		

●西ヨーロッパ及びその他の諸国

アメリカ合衆国	アイスランド	アイルランド	アンドラ
イタリア	英国	オーストラリア	オーストリア
オランダ	カナダ	ギリシア	サンマリノ
スイス	スウェーデン	スペイン	ドイツ
トルコ	デンマーク	ニューージーランド	ノルウェー
バチカン	フィンランド	フランス	ベルギー
ポルトガル	マルタ	モナコ	リヒテンシュタイン
ルクセンブルグ			

2. 署名国(10) (未批准)

●アフリカ

ギニアビサウ	コモロ	コンゴ共和国	中央アフリカ
リベリア			

●アジア

イスラエル	ミャンマー
-------	-------

●ラ米及びカリブ諸国

バハマ	ドミニカ共和国	ハイチ
-----	---------	-----

3. 未署名国(8)

●アフリカ

アンゴラ	エジプト	ソマリア
------	------	------

●アジア

イラク	北朝鮮	シリア	レバノン
-----	-----	-----	------

●ラ米及びカリブ諸国

バルバドス